

# 関税・外国為替等審議会の 答申への対応について

令和5年9月

農林水産省

# 目次

## I 令和4年度関税・外国為替等審議会における議論の状況

- I-1. 関税審関税分科会における主な意見
- II-2. 関税・外国為替等審議会の答申内容

## II 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率引下げによる政策効果等

- II-1. 加糖調製品の調整金徴収制度
- II-2. 砂糖及び加糖調製品の需給動向
- II-3. 甘味全体の需要量の推移
- II-4. 直近の加糖調製品の輸入動向
- II-5. 加糖調製品からの調整金収入の推移と政策効果
- II-6. 加糖調製品と国産の砂糖の価格差（説明の方向性）

## III 国内産糖に係る競争力強化の取組

- III-1. 国内産糖の生産・製造コストの低減のこれまでの取組
- III-2. さとうきびの生産コストの低減に向けた取組
- III-3. てん菜の生産コストの低減に向けた取組
- III-4. 甘じゃ糖の製造コストの低減に向けた取組
- III-5. てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組
- III-6. 精製糖工場の状況

## IV 中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的な取組

- IV-1. 砂糖勘定の収支をめぐる状況
- IV-2. 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について
- IV-3. 異性化糖調整金に係る運用の見直しについて
- IV-4. 物流2024年問題への対応（砂糖）
- IV-5. 持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた取組
- IV-6. 国境離島におけるさとうきび等を原料とする国産SAFの地産地消モデル構築に向けて
- IV-7. 調査結果概要
- IV-8. さとうきび等を原料とする国産SAFの地産地消モデル
- IV-9. 砂糖の需要拡大運動（「ありが糖運動」等の取組）
- IV-10. 砂糖の需要拡大に向けた菓子の輸出の取組

## V 加糖調製品に係る関税改正要望の概要

- V-1. 関税審での意見・答申を踏まえた対応方向（案）
- V-2. 加糖調製品に係る令和6年度関税改正要望の概要

## VI 参考資料

- （参考1）加糖調製品の例
- （参考2）TPP11、日EU・EPAの合意内容
- （参考3）TPP11税率のステージング一覧（調整金対象加糖調製品6品目）
- （参考4）加糖調製品に係る令和5年度関税改正要望の概要

# I 令和4年度関税・外国為替等審議会 関税分科会における議論の状況



# I-1. 関税審関税分科会における主な意見

◆ 関税審関税分科会(令和4年10月31日)において、加糖調製品における暫定税率の引き下げをめぐる活発な議論が行われたところであり、以下のとおり、主な意見が出された。

- ・ 糖価調整制度を維持していくためには、ステークホルダー全体で相当の努力をしていかないと難しい。消費者ユーザー負担をできるだけ下げていくという努力が必要ではないか。
- ・ 糖価調整制度の問題は、市場やシグナルが必ずしも生産現場に伝わらないこと。したがって、意識的に関係者に努力いただく必要がある。
- ・ 暫定税率を引き下げて調整金の徴収の余地を広げることについては引き続き必要で、併せてステークホルダー全体の努力ということを期待したい。
- ・ 国家的な安全保障の問題にも関わるが、台風常襲地帯である鹿児島・沖縄のようなさとうきびしか育たないところに定住をさせていくことが大事。製糖工場等で働き口を確保して定住を進めていくことも国策として必要。今は防衛費増大の問題はあるが、もし南西諸島が無人島になってしまったらとてつもなく大変な財源が必要になる。
- ・ 砂糖の需要の減るスピードというのも見極められないが、先が見えない状況だと非常に不安であるため、引き続き産地における合理化努力や菓子類の輸出に取り組むなど、できることは頑張っていたきたい。
- ・ 食料安保の観点からも、日本の砂糖の生産がゼロになっていいということではないと思うので、どのぐらいを目指してやるのか、そして転作をどのぐらい求めるのか、どのぐらいのスピードでやれば安心なのかというようなことをもう少しちょっと精緻に現場に伝わるようにしてほしい。農業に携わっている現場の方々がしっかりと理解をされて努力をされるということに期待したい。

## I-2. 関税・外国為替等審議会の答申内容

- ◆ 令和4年12月の関税・外国為替等審議会(以下、「関税審」という。)において、加糖調製品からの調整金の拡大が可能となるよう、TPP11税率の設定状況を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である旨の答申がなされた。
- ◆ 一方、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たり、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方を含めた毎年度の検証と報告が求められているところ。

令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和4年12月15日)(抜粋)

### II. 令和5年度関税改正についての考え方

#### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

##### (3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。TPP11協定において、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)に基づき、TPP11協定発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

加糖調製品に係る暫定税率については、

- ・ 糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること
- ・ 加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの、依然として価格差が認められること
- ・ 加糖調製品全体の輸入量は近年減少しているものの、TPP11協定の枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い、一部の品目ではTPP11加盟国からの輸入量が増加しており、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加に転じる可能性も否定できないこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に努めていること
- ・ 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により、国産の砂糖の価格が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること

こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして、国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であること等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目(ココアの調製品、ミルクの調製品等)について、調整金の拡大が可能となるよう、令和5年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である。

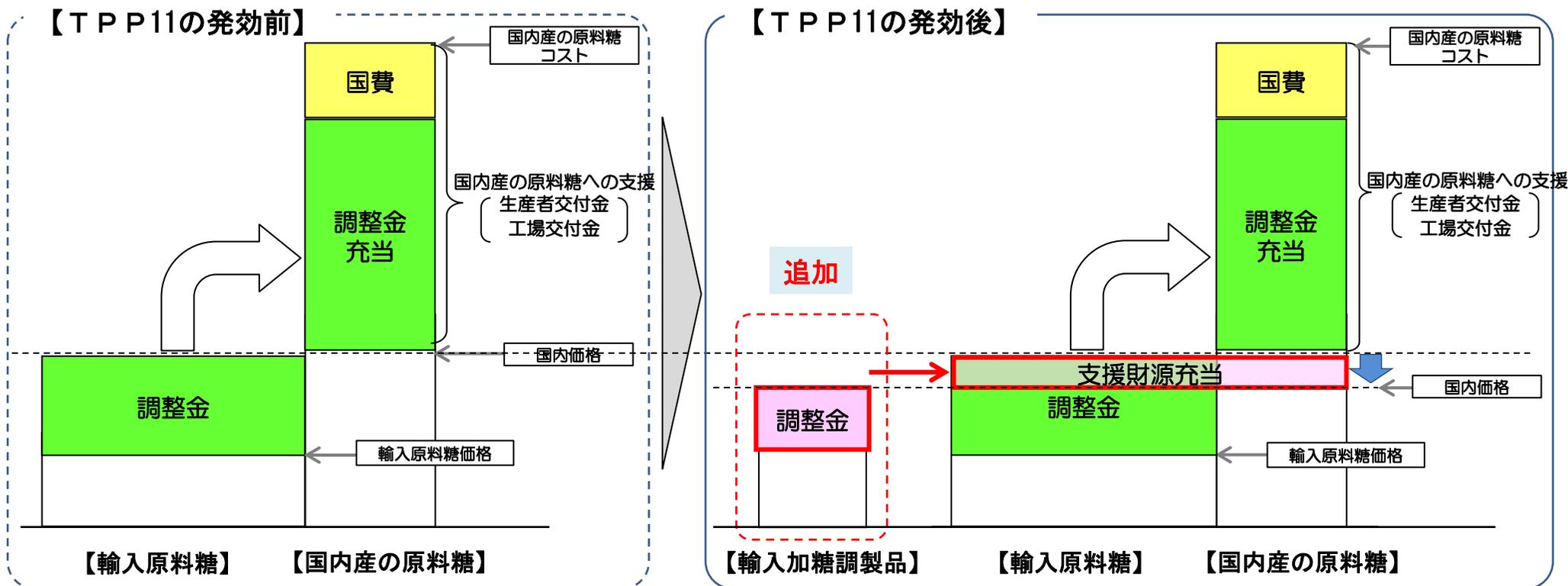
また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組等について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告を求めることが適当である。

## Ⅱ 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率 引下げによる政策効果等



## Ⅱ-1. 加糖調製品の調整金徴収制度

- ◆ 糖価調整制度は、海外から輸入される原料糖と国内のさとうきび・てん菜を原料とする国内産の原料糖に大幅な内外価格差が生じる中で、その価格差を調整し、国内の甘味資源作物や、これを原料とする国内産の原料糖製造事業等の経営が成り立つようにすることで、国内への砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- ◆ 具体的には、海外からの安価な輸入原料糖から調整金を徴収することにより、輸入原料糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産の原料糖製造事業者に対し、交付金を交付(図の緑色部分)することにより、国内産の原料糖の価格が引き下げられ、これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準(図の「国内価格」部分)となる。
- ◆ 平成29年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」において、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」と記載され、平成30年12月30日(TPP11の発効日)から、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを国産の砂糖の支援財源に充当すること等を通じて国産の砂糖※の競争力の強化(図の赤色部分)を図っているところ。

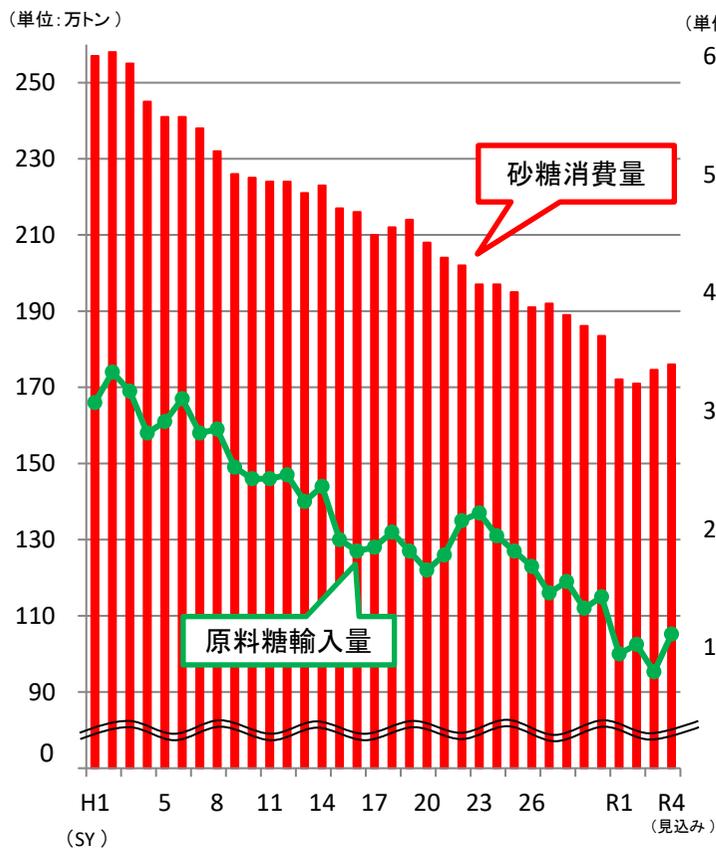


※ 輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖

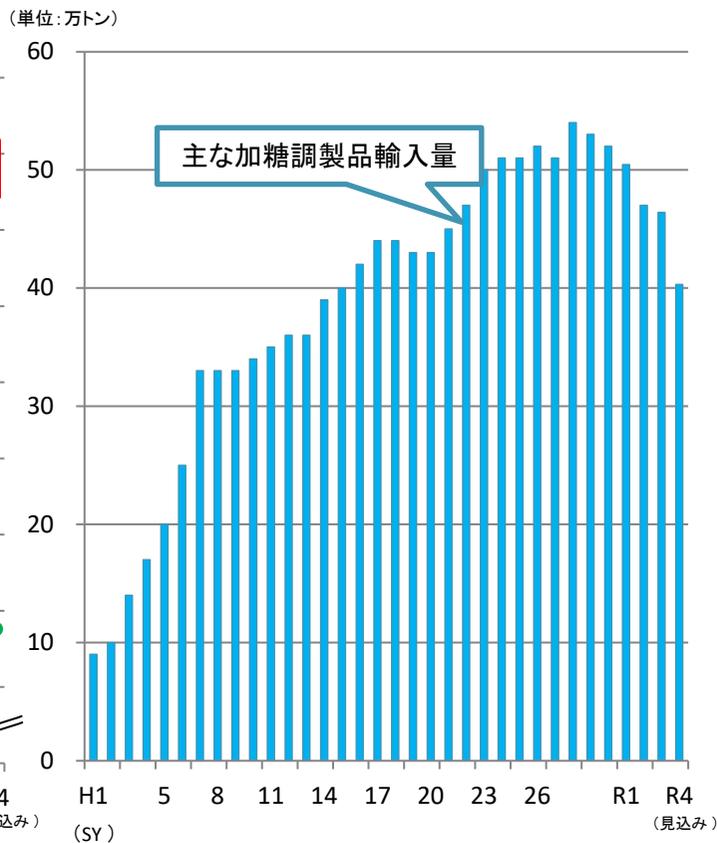
## Ⅱ-2. 砂糖及び加糖調製品の需給動向

- ◆ 砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、安価な加糖調製品の輸入量は、大幅に増加し、国内の砂糖需要を代替。
- ◆ 直近の令和4砂糖年度では、主な加糖調製品（調整金徴収対象外ラインも含む）の輸入量は、約40万トンと前年に比べ減少する見込み。

### ○ 砂糖の消費量の推移



### ○ 加糖調製品の輸入量の推移



加糖調製品(調整金徴収対象)の概要				
種類	内容	用途	推計砂糖含有率	主な輸入先国
ココア調製品	ココア粉、カカオマス+砂糖等	チョコレート菓子飲料等	87%	韓国、シンガポール、マレーシア
調製した豆	小豆、いんげん豆+砂糖等(加糖餡が主)	和菓子等	50%	中国、タイ
コーヒー調製品	インスタントコーヒー+砂糖等	飲料、アメ菓子等	80%	ベトナム、インドネシア
粉乳調製品	全粉乳又は脱脂粉乳+砂糖等	コーヒー飲料、アイスクリーム等	65%	シンガポール、韓国
その他の調製品	ソルビトール+砂糖等	水産練り製品、菓子、佃煮等	80%	韓国、タイ

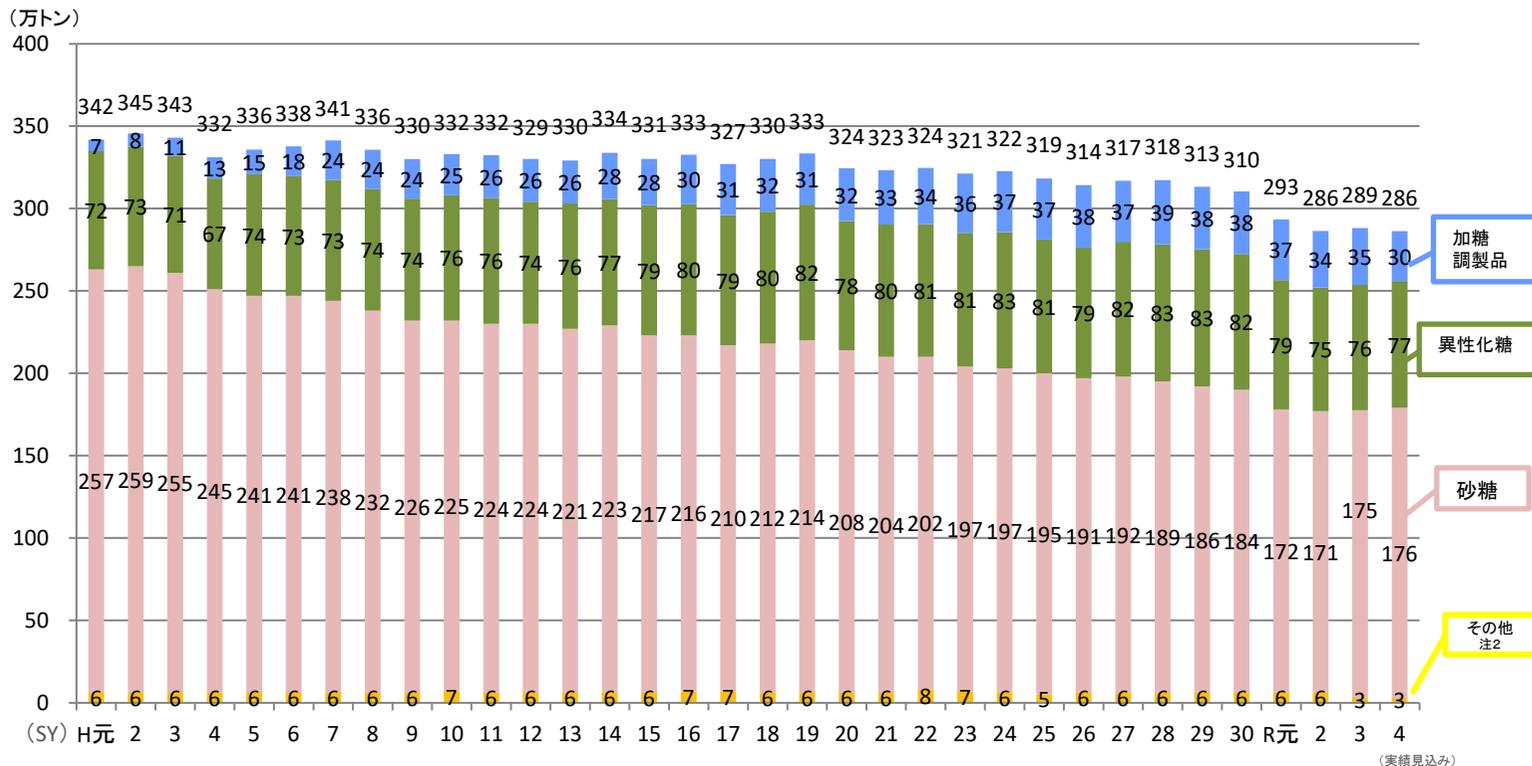
資料: 農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

注: 砂糖年度とは、当該年の10月から翌年の9月までの期間。

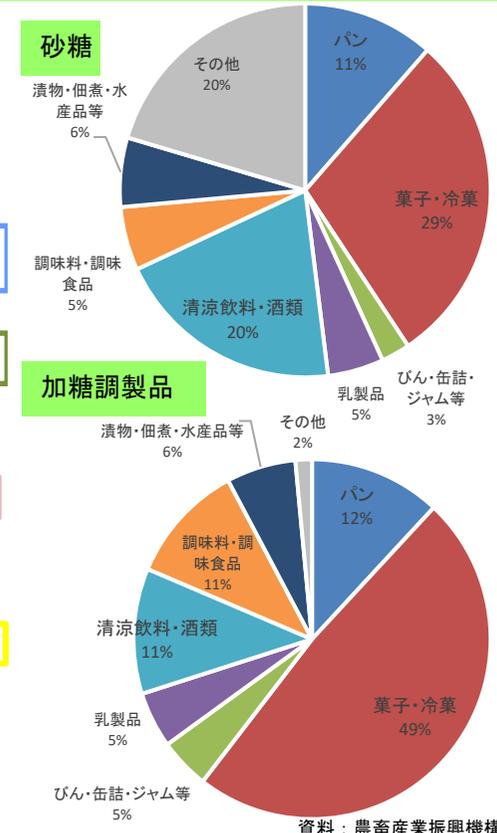
## II-3. 甘味全体の需要量の推移

- ◆ 甘味全体の需要量は、人口減少や消費者の低甘味嗜好等もあり減少傾向。直近では、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響等もあり、300万トンを超えて減少傾向。
- ◆ 甘味の内訳では、加糖調製品の輸入が自由化されて以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、加糖調製品が砂糖需要と代替してきた。甘味全体の需要が減少する中で、加糖調製品も減少している状況。(加糖調製品の需要量：7万トン(H元砂糖年度)→30万トン(R4砂糖年度(見込み))、砂糖の需要量：257万トン(H元砂糖年度)→176万トン(R4砂糖年度(見込み)) )
- ◆ 異性化糖については平成15年以降は横ばいで推移しており、令和元砂糖年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、R3砂糖年度以降は回復基調。
- ◆ 砂糖、加糖調製品ともに菓子・冷凍、清涼飲料水・酒類、パンへの仕向けが多く、両者は競合関係にある。

### ○ 甘味全体の需要量の推移



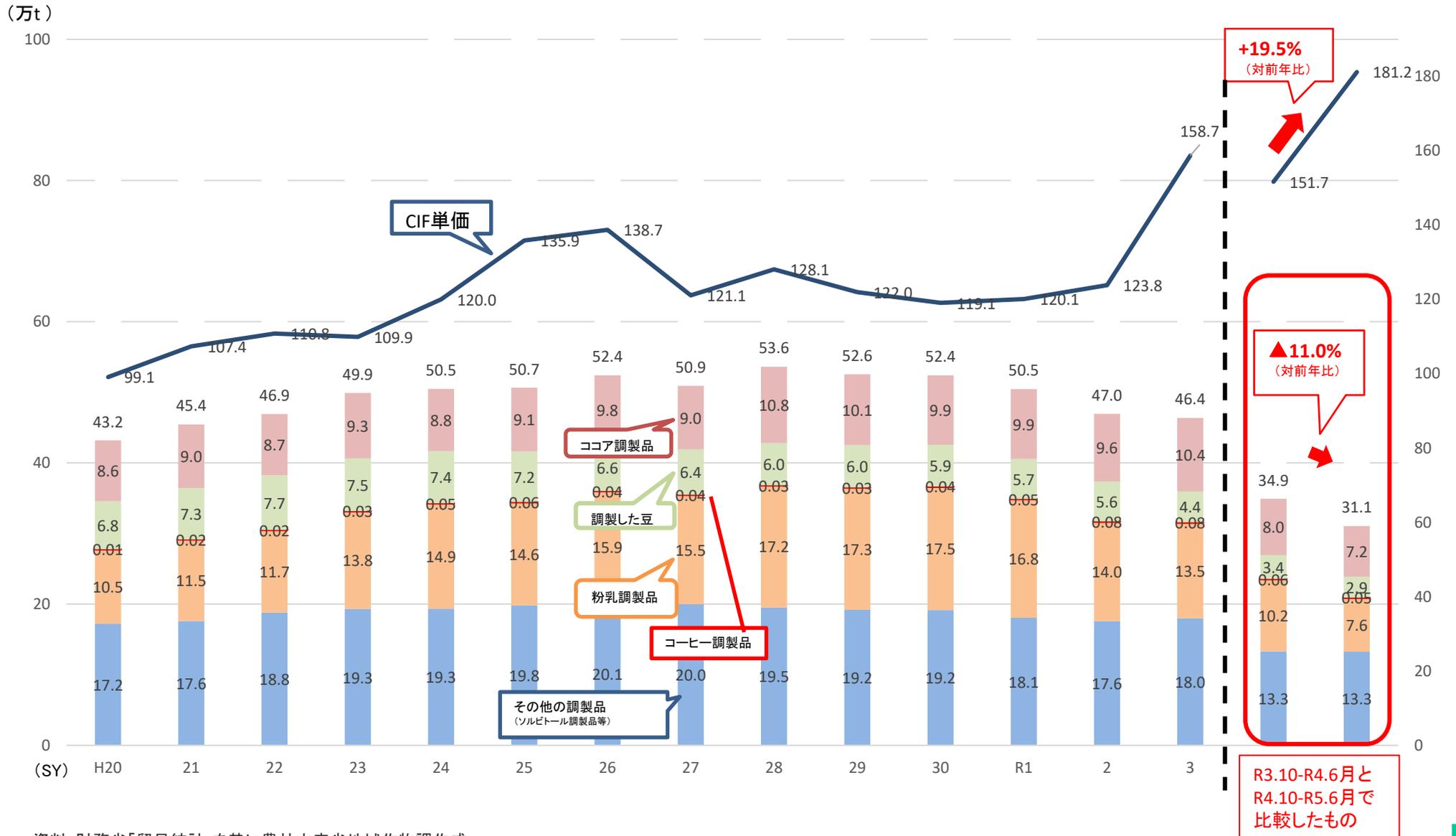
### ○ 砂糖と加糖調製品の用途別仕向割合(R3)



資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」 注1：加糖調製品は含糖率ベースの推計。 注2：その他は含蜜糖、工業用等。  
注3：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコーンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

## Ⅱ-4. 直近の加糖調製品の輸入動向

◆ 令和4年10月～令和5年6月において、主な加糖調製品の輸入量は、粉乳調製品の輸入量減少等により対前年比で11%減少。一方CIF単価は、円安やエネルギー価格高騰等により対前年比で19.5%増加。



資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

## II-5. 加糖調製品からの調整金収入の推移と政策効果

- ◆ 加糖調製品からの調整金収入については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大に加え、円安や国際糖価、エネルギー価格等により、加糖調製品のCIF単価が大きく上昇したことから、直近1年間で約94億円とこれまでに比べても大きく増加。
- ◆ 暫定税率引下げ対象となる6品目のうち、特に、ココア調製品の2品目及び粉乳調製品(2品目)については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大が寄与し、引下げ6品目の収入は大きく増加。
- ◆ 加糖調製品の調整金収入は、輸入数量及びCIF単価、暫定税率引下げによる徴収幅により変動。数量や単価を固定するなど一定の前提を置いた上での暫定税率引下げによる収入の増加分は、毎年2～3億円程度。
- ◆ これら調整金収入を原資として、輸入原料糖の調整金軽減及び国内産糖等の交付金への支援充当の措置を講じているところであり、暫定税率引下げによる調整金の軽減効果は、毎年の国産の砂糖価格の引下げに寄与することから、引き続き、暫定税率の引下げは必要。

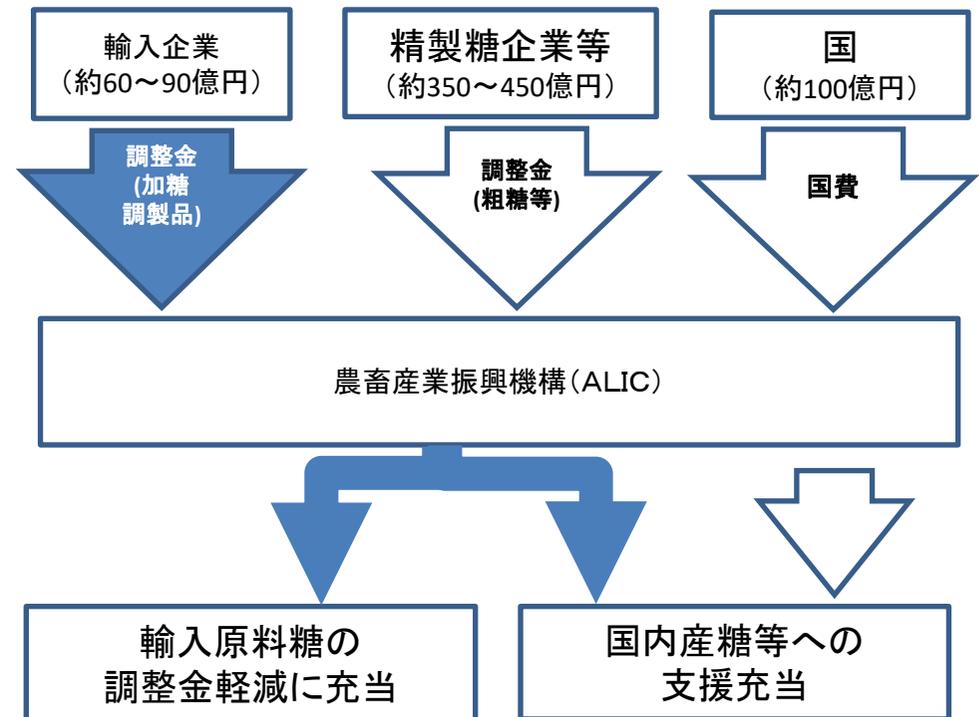
### ○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

(単位：億円)

	R元	R2	R3	R4
ココア調製品	4	6	9	11
粉乳調製品	4	7	11	14
豆調製品	14	14	13	14
コーヒー調製品	0.01	0.04	0.02	0.02
その他調製品	40	38	43	54
合計	62	65	76	94
うち引下げ6品目	5	10	16	24

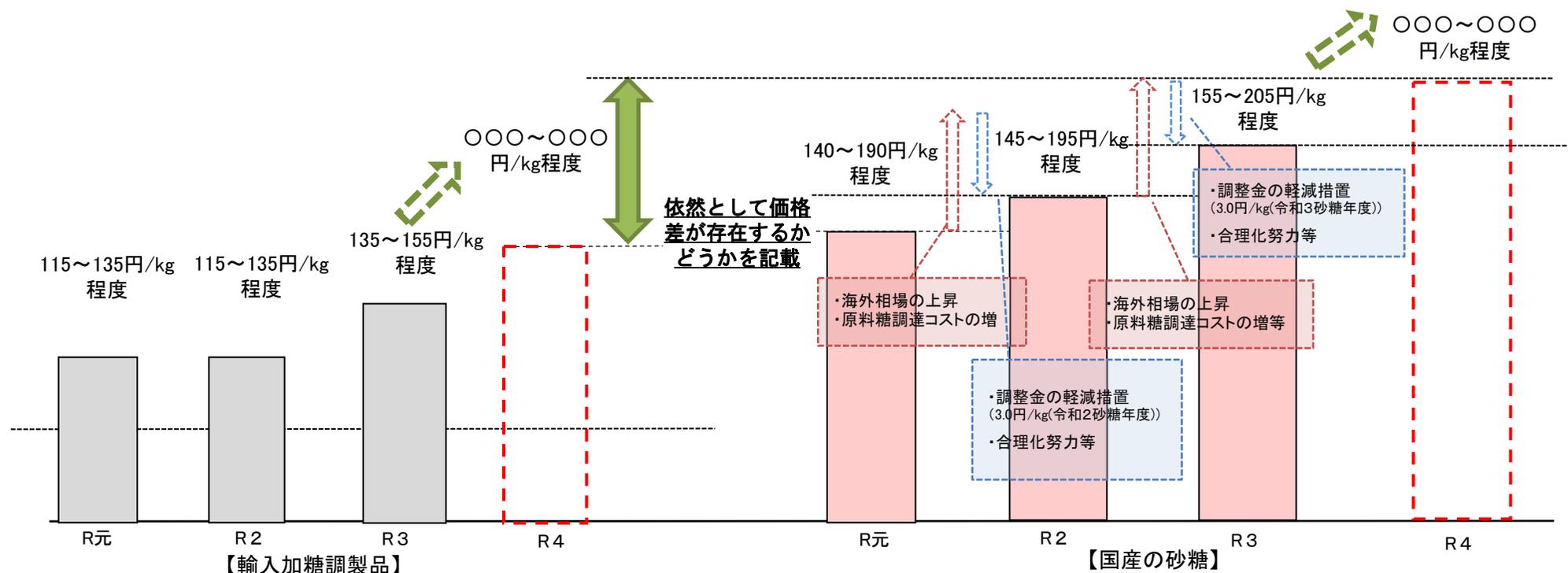
資料：農林水産省地域作物課作成  
注：集計期間は当該年の7月から翌年6月

### ○ 砂糖勘定のスキーム図



## Ⅱ-6. 加糖調製品と国産の砂糖の価格差（説明の方向性）

- ◆ 暫定税率の引下げによる政策効果については、輸入原料糖の調整金の軽減額を通じて発現することから、加糖調製品と国産の砂糖の価格差について、調整金の軽減措置を明示しながら、その時々を経済状況を踏まえた価格の要因を分析し、令和4年における効果を説明する。
- ◆ 状況としては、原油相場の上昇に伴うブラジル等主産地でのエタノールへの用途転換による供給懸念等を背景として、砂糖の国際相場が上昇し、国産の砂糖の価格は上昇することが見込まれる一方、円安や白糖の国際相場高騰、海上運賃の高騰等を背景として、加糖調製品の価格も上昇が見込まれている。これら両者の価格動向の要因を丁寧に分析し、説明する。
- ◆ 価格差が依然として生じているかどうかを丁寧に検証し、価格差が存在する場合には、引き続き、暫定税率の引下げの措置を求めていく。



資料: 加糖調製品の価格はALIC調べを基に農林水産省地域作物課作成。国産の砂糖の価格は農林水産省地域作物課調べ。  
注: 加糖調製品は、主要な例としてソルビトール調製品(含糖率80%程度)とした。

(輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖)

※輸入原料糖の軽減措置は、平成30年12月30日~令和元砂糖年度までは3.4円/kg。令和2砂糖年度~令和3砂糖年度は3.0円/kg。令和4砂糖年度10~12月期は3.9円/kg。令和2~3砂糖年度の軽減額は、暫定税率の引下げにより、調整金の徴収幅は拡大していたものの、令和2砂糖年度以前に設定された調整金の軽減の水準が過大となっていたことで、収支が悪化した状態にあったことから、軽減幅を縮小していたことによるもの。